申請書を取りまとめた上、平成22年７月30日（金曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

４　認定手数料　2,400円の額に相当する収入印紙を認定申請書にはって納付すること。

５　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成22年10月１日（金曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

法　　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人関島勲は願により公証人を免ぜられた。

和田秀明は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人関島勲の後任を命ぜられた。

山口地方法務局所属公証人都嵜清孝は願により公証人を免ぜられた。

松田謙太郎は公証人に任命され、山口地方法務局所属公証人都嵜清孝の後任を命ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

官　　報

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月六日（火）

○一般案件（抜粋）

一、公共サービス改革基本方針の一部変更について（決定）（内閣府本府）

公　　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年６月30日から３か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年７月８日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　野島　麻生

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第3276号

事務所の所在地　東京都杉並区本天沼３丁目19番５号

違反行為　会則違反等

証 票 無 効

○　所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、消費税、印紙税及び地方消費税（譲渡割）に関する質問検査章

平成21年７月10日交付　第平21―20015号

東京国税局　財務事務官　津久井秀和　名義分

平成22年３月29日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成22年７月８日　　国　税　庁

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成22年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成22年７月８日

農林水産大臣　山田　正彦

記

国営相坂川左岸土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成22年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成22年７月８日

農林水産大臣　山田　正彦

記

国営曽於東部土地改良事業（農業用用排水）

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成22年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成22年７月８日

農林水産大臣　山田　正彦

記

国営柴山潟土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年７月８日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年６月17日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヤマハ発動機株式会社　柳　　弘之　静岡県磐田市新貝2500番地　国土交通大臣許可（般―18）第17041号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年４月７日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

所在不明の建設業者の公告

下記建設業者について、その所在を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の２第１項の規定により公告する。なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成22年７月８日

中部地方整備局長　富田　英治

１　商号　株式会社ナカテックコーポレーション

２　代表者の氏名　成合　正則

３　主たる営業所の所在地　愛知県名古屋市天白区鴻の巣二丁目1705番地

４　許可番号　国土交通大臣許可（般―19）第19616号

５　許可年月日　平成19年５月21日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１５０８号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍愛知県瀬戸市品野町４丁目88番地、最後の住所愛知県瀬戸市はぎの台２丁目13番地、死亡の場所名古屋市中区、死亡年月日平成20年12月27日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和３年８月８日、職業無職

被相続人　亡　柴田　恒造

事務所名古屋市中区丸の内２丁目７番５号　丸の内ＦＳビル３階　木下・岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　英俊

名古屋家庭裁判所

平成２２年（家）第１０３２号

滋賀県甲賀市甲南町深川24―125

申立人　中尾ヒサエ

本籍滋賀県甲賀市甲賀町大原上田1198番地、最後の住所滋賀県甲賀市甲賀町大原中833―185、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日平成11年１月25日、出生の場所滋賀県甲賀郡大原村、出生年月日昭和16年１月23日、職業自営業

被相続人　亡　中尾　　進

事務所滋賀県大津市梅林１丁目３番13号リンカーンビル５階　琵琶湖法律事務所

相続財産管理人　弁護士　肱岡　勇夫

大津家庭裁判所